

前回（９月３日）以降の原子力規制庁の動き

令和 7 年 1 0 月 1 日
柏崎刈羽原子力規制事務所

原子力規制委員会（凡例：議題番号→①、原子力施設等におけるトピックス→㊦）

9/3 第28回原子力規制委員会

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所第7号機の特定重大事故等対処施設等が法定の期限内に完成しないことについての文書の提出（資料配付のみ）

9/10 第29回原子力規制委員会

①原子力災害対策指針の改正案（屋内退避の運用、原子力災害拠点病院等の要件確認の頻度）に対する意見公募の結果及び改正案の決定

<https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100012748>

9/17 第31回原子力規制委員会

㊦柏崎刈羽原子力発電所6号機における運転上の制限からの逸脱について

審査実績

【6号機 特定重大事故等対処施設に関するもの】

審査会合：なし

ヒアリング：なし

資料提出：なし

【6号機 設計及び工事の計画の届出に関するもの】

審査会合：なし

ヒアリング：9/3

資料提出：なし

【7号機 特定重大事故等対処施設に関するもの】

審査会合：なし

ヒアリング：9/3

資料提出：なし

規制法令及び通達に係る文書

9/5 東京電力ホールディングス(株)から柏崎刈羽原子力発電所第6号機及び7号機の設計及び工事の計画の認可申請書の一部補正等を受理

9/16 東京電力ホールディングス(株)から柏崎刈羽原子力発電所6号機における運転上の制限からの逸脱に係る報告を受理

9/29 東京電力ホールディングス(株)に柏崎刈羽原子力発電所第6号機及び第7号機の設計及び工事の計画等を受理

被規制者との面談

9/5 柏崎刈羽原子力発電所第6号機及び第7号機の特定重大事故等対処施設に関する設計及び工事の計画の認可申請等に係る面談

9/24 東京電力ホールディングス株式会社の柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉における地震等に関する資料の受取

9/25 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護に係る説明について

その他

なし

放射線モニタリング情報

放射線モニタリング情報を以下のポータルサイトで公開

- ・ 全国のモニタリングポスト等の測定値をリアルタイムで配信するとともに、原子力災害の発生時には緊急時モニタリングの結果も公開：<https://www.erms.nsr.go.jp/nra-ramis-webg/>
- ・ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以降の環境放射線モニタリング結果を公開：<https://radioactivity.nra.go.jp/ja>
- ・ 47 都道府県における環境放射能調査等の結果を公開するとともに、放射能と放射線に関する基礎知識などの情報も掲載：<https://www.envraddb.go.jp/>

以 上

原子力災害対策指針の改正案（屋内退避の運用、原子力災害拠点病院等の要件確認の頻度）に対する意見公募の結果及び改正案の決定

令和 7 年 9 月 10 日

原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、原子力災害対策指針（以下「指針」という。）の改正案に関する意見等に対する考え方につき了承を得ることについて諮り、指針の改正案の決定について付議するものである。

2. 経緯

令和 7 年度第 15 回原子力規制委員会（令和 7 年 6 月 18 日）において、指針及び原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件（以下「指定要件」という。）の改正案が了承されるとともに、指針の改正案に対する意見公募を実施することが了承された。これを踏まえ、指針の改正案について行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 1 項の規定に基づく意見公募を実施した。その結果は以下のとおり。

3. 意見公募の実施結果等

- （1）実施期間：令和 7 年 6 月 19 日から同年 7 月 18 日まで
- （2）実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送
- （3）指針の改正案に関する意見（以下「提出意見」という。）：103 件¹

4. 提出意見等に対する考え方（委員会了承事項）

提出意見に対する考え方について、別紙 1 のとおり了承いただきたい。

また、原子力災害対策に関連する意見に対する考え方について、別紙 2 のとおり了承いただきたい。

5. 指針の改正（委員会決定事項）

提出意見及び原子力規制庁内における確認結果を踏まえて記載内容の適正化を行った指針の改正案について、別紙 3 のとおり決定いただきたい。

なお、改正後の指針は、公表の日から適用することとする²。また、改正後の指定要件は、改正後の指針の公表の日から施行することとする。

¹ 提出意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された提出意見数の算出方法に基づく。なお、今回の行政手続法に基づく意見公募において、提出意見には該当しないが原子力災害対策に関連する意見は 41 件（同算出方法に基づく。）であった。

² 従来、改正した指針は委員会決定日を適用日とすることを基本としてきたが、今後、指針の改正に当たっては、公表の日以降に適用することとする。

6. 今後の予定

指針の改正については、原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)第 6 条の 2 第 3 項の規定に基づき、官報への掲載等を行う方法により、公表する(意見公募の結果については、電子政府の総合窓口 (e-Gov) にて公示する。)

また、指定要件の改正については、原子力規制委員会ウェブサイトへの掲載を行う方法により公表するとともに、関係地方自治体への情報共有も行う。

7. その他

今後、令和 7 年度第 1 回原子力規制委員会(令和 7 年 4 月 2 日)において報告を行った「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム会合報告書」の内容を踏まえて、屋内退避の具体的な運用の考え方を記載した関連資料案を作成し、原子力規制委員会に諮る予定である。

<資料一覧>

別紙 1 原子力災害対策指針の改正案についての提出意見及び考え方(案)

別紙 2 原子力災害対策に関連する意見及び考え方(案)

別紙 3 原子力災害対策指針の改正案

参考 1 原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件の改正案

参考 2 令和 7 年度第 15 回原子力規制委員会 資料 2(抄)



TOP → 検索結果一覧 → 東京電力ホールディングス(株)から柏崎刈羽原子力発電所6号機における運転上の制限からの逸脱に係る報告を受理

報告書

東京電力ホールディングス(株)から柏崎刈羽原子力発電所6号機における運転上の制限からの逸脱に係る報告を受理

ID: NRA100013043

ID: NRA100013043-001 掲載日2025-09-16

概要

更新



原子力規制委員会は、令和7年9月12日に東京電力ホールディングス株式会社から、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第87条第9号の規定に基づき、柏崎刈羽原子力発電所6号機の運転上の制限（注）からの逸脱について報告を受けました。

本事象は、6号機ガスタービン発電機1台が試運転中に停止し、動作不能となったことによるものです。

（注）運転上の制限

保安規定において、多重の安全機能を確保するため、予備も含めて動作可能な機器（ポンプ等）の必要台数等を定めているものです。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、事業者は運転上の制限からの逸脱を宣言し、速やかに修理等の措置を行うことが求められます。なお、それらの措置を講ずれば、保安規定違反に該当するものではありません。

受理日

2025年09月12日

ID: NRA100013043-003 掲載日2025-09-16

関係資料

更新

  6号機ガスタービン発電機使用不能による運転上の制限の逸脱について

ID: NRA100013043-004 掲載日2025-09-16

お問い合わせ先

更新



担当

原子力規制庁
原子力規制部 検査グループ
実用炉監視部門 企画調査官 忠内
担当：長澤、飯吉、和泉
電話(直通):03-5114-2262
電話(代表):03-3581-3352

6号機 ガスタービン発電機使用不能による運転上の制限の逸脱について（公表区分Ⅱ）

2025 年 9 月 12 日

東京電力ホールディングス株式会社

柏崎刈羽原子力発電所

2025 年 9 月 12 日午後 2 時 1 分頃、7 号機の横に設置しているガスタービン発電機（以下、G T G）1 台の試運転を実施していたところ、午後 2 時 4 分に自動停止し、使用できないことを確認しました。

また、同時刻に G T G が使用できないことを確認したことから、6 号機の原子炉施設の保安規定に定める運転上の制限※から逸脱したと判断しました。

このため、保安規定で要求される代替措置として、以下の内容を実施しております。

- ・当該系統を動作可能な状態に復旧を開始すること
（午後 2 時 30 分開始、現在復旧に向けて作業継続中）
- ・非常用ディーゼル発電機（以下、D G）1 台を起動し、動作可能であること
（午後 5 時 15 分確認）
- ・当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備が動作可能であること
（現在 7 号機 D G からの電源融通ができるように準備を進めております）

今後、当該 G T G が自動停止した原因について調査いたします。

なお、本事案による使用済燃料プール、原子炉の冷却への直接的な影響ありません。

※保安規定では、安全機能を確保するために常設代替交流電源設備による電源系が動作可能であることを「運転上の制限」として定めており、G T G は、計 1 台が動作可能であることとしている。

以 上

令和7年3月10日施行

表 6 6 - 1 2 電源設備

6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備

(1) 運転上の制限

項 目	運転上の制限
常設代替交流電源設備	常設代替交流電源設備による電源系が動作可能であること※ ¹

適用される 原子炉の状態	設 備	所要数 (号炉毎)
運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換	第一ガスタービン発電機	1 台
	第一ガスタービン発電機用燃料タンク	1 基
	第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ	1 台
	タンクローリ (1 6 k L)	※ 2
	軽油タンク	※ 2

※ 1 : 燃料移送系の必要な弁及び配管を含む。

※ 2 : 「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。

(2) 確認事項

項 目	頻 度	担 当
1. 第一ガスタービン発電機を起動し、運転状態 (電圧等) に異常のないことを確認する。	定事検停止時	電気機器GM
2. 第一ガスタービン発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1 ヶ月に 1 回	当直長
3. 第一ガスタービン発電機用燃料タンクの油量が 2 0 k L 以上であることを確認する。ただし、第一ガスタービン発電機の運転中及び運転終了後 1 2 時間を除く。	1 ヶ月に 1 回	当直長
4. 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1 ヶ月に 1 回	当直長

令和7年3月10日施行

(3) 要求される措置

適用される 原子炉 の 状 態	条 件	要求される措置	完了時間
運 転 起 動 高温停止	A. 常設代替交流 電源設備によ る電源系が動 作不能の場合	A 1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機 1台を起動し、動作可能であることを 確認するとともに、その他の設備 ※ ³ が動作可能であることを確認す る。 及び A 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持 つ重大事故等対処設備※ ⁴ が動作可 能であることを確認する※ ⁵ 。 及び A 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状 態に復旧する。	速やかに 3日間 30日間
	B. 条件Aで要求 される措置を 完了時間内に 達成できない 場合	B 1. 当直長は、高温停止にする。 及び B 2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間
冷温停止 燃料交換	A. 常設代替交流 電源設備によ る電源系が動 作不能の場合	A 1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態 に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機 1台を起動し、動作可能であることを 確認する。 及び A 3. 当直長は、当該機能と同等な機能を持 つ重大事故等対処設備※ ⁴ が動作可 能であることを確認する※ ⁵ 。	速やかに 速やかに 速やかに

※3：残りの非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※4：「66-12-3 号炉間電力融通電気設備」を使用した号炉間電力融通が動作可能であることをいい、当該系統で要求される準備時間を満足させるためにケーブルを接続する等の補完措置を含む。

※5：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。